

# 愛川町請負工事成績評定採点基準

## (目的)

第1条 この基準は、愛川町請負工事成績評定要領第4条第1項に基づき、工事評定の採点に関し必要な事項を定める。

## (評定の方法)

第2条 評定者は、工事成績採点表の考査項目別運用表により行う。

- 2 1件の契約に土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事が複数含まれる場合は、主たる工事で行う。
- 3 1件の契約で、監督員又は検査員が複数指定又は命令された場合は、評定者相互で協議のうえ行う。

## (監督員の評定内容)

第3条 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」及び「創意工夫」について、考査項目別運用表により評定を行う。

## (担当課長等の評定内容)

第4条 担当課長等は、「施工状況」、「社会性等」及び「法令遵守等」について、考査項目別運用表により評定を行う。

- 2 「法令遵守等」は、当該工事の施工に関し工事関係者の法令等の履行状況を考慮して評定を行う。

## (検査員の評定内容)

第5条 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」について、考査項目別運用表により評定を行う。

- 2 1件の契約に複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で評定を行う。

## (評定点の算出方法)

第6条 評定点の算定は、次のとおりとする。

- (1) 各評定者が、考査項目の細別ごとに加減点を算出し、その合計を標準点65点に加えたものを評定者の評定点とする。
- (2) 当該工事の評定点合計は、「法令遵守等」を除いた各評定者の評定点に、工事成績採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数から「法令遵守等」の評点を減じた点数とし、小数点第一位四捨五入により整数で表示する。

(総合評価のランク)

第7条 工事成績評定の総合評価のランクは次のとおりとする。

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満	標準的な工事
D	55点以上65点未満	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	50点以上55点未満	改善すべき事項が多い場合
F	50点未満	改善すべき事項が著しく多い場合

附 則

この基準は、平成17年7月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日より変更し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。